

5

日本陸軍における看護卒と磨工卒の関係

鈴木 紀子

看護史研究会

陸軍における衛生制度史の中で、衛生部兵の名称は補充制度に関連して各種の変遷を経て、1937（昭和12）年に看護兵、磨工兵がともに衛生兵となった。

磨工兵とは、衛生材料の取扱に任ずる兵で、衛生部の技術兵に匹敵する者であったが、この磨工の淵源は、明治の初期にまでさかのぼる。1873（明治6）年まで病院では、治療器械の研磨修理は、必要を生じる毎に時々職工を傭役して実施させていた。1875（明治8）年に制定された「陸軍病院条例」の第66号で「器械掛ハ医科百般ノ器械ヲ主管シ時々清拭シ^ヌ鋪腐ノ処ナカラシム」と規定され、病院の管理上医療器械の保守点検は必要であり、器械簿の記録も器械掛の仕事として定められた。

陸軍部内備付器械が年々精巧なものが増加していくなかで、各鎮台では磨工の必要性が生じた。1881（明治14）年、各鎮台から看病卒1名を東京に召集して研磨術の修得をさせ、その技術を鎮台病院でそれぞれ志願者に普及させる役割を担った。1883（明治16）年5月の「陸軍軍医部職官定員表中各地陸軍病院看護長看病卒定員別表」によると、陸軍病院に於いては、看護長看護卒の配置部門は書記、器械掛、病室附に分かれていた。

1882（明治15）年に起こった壬午事変をきっかけとして、日本は対外戦争に向けた軍備拡張政策を実行し、衛生隊編制に向けた改革として看護制度の改革にも着手し、1888（明治21）年には看護手制度の制定によって看護制度の第二次改革が行われた。看護制度が改革されるなかで、同年12月1日に「陸軍看病人磨工召募準則」（達第229号）が制定され、陸軍磨工を雇員として民間より志願者を採用することとなった。その後、1909年（明治42）年11月まで陸軍磨工制度（傭人）は存続していたが、戦時補充上の関係から傭人である磨工を廃して、再び看護卒に磨工術を修得させることとなった。その制度は1915（大正4）年に磨工卒が誕生するまで続き、1916（大正5）年1月には「陸軍衛生部下士候補者、看護学修業兵、看護卒磨工卒教育規則」が定められ、看護卒と磨工卒それぞれの教育内容も定められた。隊附上等看護卒は歩・騎・砲・工・輜重の初年兵で概ね4ヶ月間軍隊で軍事教育を受け、更に8ヶ月間衛戍病院において看護学教育を受けた者から補充すること、病院附看護卒及び磨工卒は、歩兵隊の初年兵で概ね4ヶ月間軍隊において軍事教育を受けた者から補充されることとなった。

1923（大正12）年には、身体検査に合格した壮丁中から看護卒及び磨工及び補助看護卒を徴募する補充方法に変更された。この変更により、衛生部兵卒は、各兵科の兵卒と同様に、最初から軍隊及び衛戍病院所要の衛生部兵卒として入営することとなった。

大正末期の陸軍兵卒等級表には、看護卒と磨工卒が分かれているが、1937（昭和12）年には看護兵、磨工兵（昭和6年看護兵・磨工兵に名称変更）はともに衛生兵として一本化され、磨工の人員が僅少であることから、衛生隊のなかに包含して分業区分されることになった。

陸軍の草創期から強い軍隊を作り上げるにあたり、軍陣医学の担い手となる看護兵の職務内容を明らかにすることは、現在の看護師の仕事の専門性が定められた歴史を知る上で、意義のあることと考える。本研究では、陸軍の看護卒が研磨術を学んでいたことに着目し、看護制度が変遷されるにあたり、軍が看護卒の職務内容や補充をどのように考えていたのかを磨工制度と看護卒の関係のなかで考察する。